

令和3年度 第1回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和3年4月20日（火） 午後2時30分から午後3時00分まで

2. 場所： 西宮市役所 本庁 442会議室

3. 出席者：

【委員】（9名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（会長職務代理）	2 番	庄治 郁夫
（委員）	5 番	吉村 修
	6 番	川東 弘之
	7 番	奥村 幸弘
	8 番	前田 豊
	9 番	大前 有三
	12 番	松本 彌生
	13 番	木下 勝博

【事務局】

（事務局長）小西 昇 （係長）稲垣 重夫 （主査）松谷 卓人 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）岩崎 敏雄 （産業文化総括室長）長谷川 賢司

4. 欠席者： 5名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第1号】 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）について
〈審議結果：承認〉

【議案第2号】 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（素案）について
〈審議結果：承認〉

【議案第3号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件
〈審議結果：承認〉

【報告第1号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第2号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第3号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。
初めに、今般の新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、今月の本委員会においても、出席委員数を制限することで委員会中の密集を防ぎ、開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。
それでは、総会を始めさせていただきます。
本日の出席委員は9名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、8番前田委員と9番大前委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。
それでは、これより議案審議に入ります。
議案第1号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」と、議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」につきましては関連していますので、一括して上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 まず、概要を説明いたします。
平成28年3月4日付け、農林水産省・経営局・農地政策課長からの「農業委員会事務の実施状況等の公表について」という通知に基づき、毎年度、地域の農業者等の意見・要望等を反映させた活動計画を作成し、年度末には、活動に対して点検評価を行い、公表することとなっております。農業委員会が行う業務は、農地法その他の法令に基づき、権限で処理する法令業務や、農地等の利用の集積などの促進等事務がございます。法令業務には、判断の透明性や全国的な公平性が求められており、一方の促進等事務については、内外問わず活発な農業委員会の活動が、強く求められております。
今回、提案する本議案ですが、年度末に、その年度の活動に対しての点検・評価を行うものです。法令事務についての点検・評価と、促進等事務については、活動計画に対する活動実績や達成状況の評価等を実施するものです。当委員会の活動内容の点検・評価の素案でございますので、この後、議決をいただきましたら、ホームページ等で公開し、地域の農業者等からの意見を聴取いたします。
それでは、資料の説明をいたします。
『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』(素案)をご覧ください。
I 「農業委員会の状況」につきましては、令和2年度の活動計画策定時点、令和2年3月31日時点の数値を記載しております。
II 「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、0.1ヘクタールの集積目標に

対し、認定農業者制度の周知に努めましたが、制度の利用はありませんでした。

Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、令和元年度に引き続き、令和2年度も新規参入が1件ありました。今後とも都市農地貸借法の制度等の周知に努めてまいります。

Ⅳ「遊休農地に関する措置に関する評価」につきましては、遊休農地の解消目標、0.1ヘクタールに対し、0.3ヘクタールの結果となりました。

Ⅴ「違反転用への適正な対応」につきましては、0.25ヘクタールの違反転用を、農地パトロールなどにより確認できたものでございます。違反者に対しては是正を求めるとともに、今後とも違反転用が行われないよう、防止を図ってまいります。

Ⅵ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」につきましては、法令事務に関する点検・評価においては、法令に従い、適正に事務処理している旨を記載し、利用状況調査の評価などを記載しています。

引き続きまして、議案第2号につきましては、『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画』（素案）をご覧ください。

目標設定につきましては、前年計画から大きな変更点はございません。前年に引き続き、遊休農地の未然防止や利用・活用のために、市街化調整区域内で小作権を気にせず農地の貸し借りができる利用権設定について、制度の浸透を図って行きたい旨を記載しています。また、平成30年9月に施行された生産緑地の貸借が行える「都市農地貸借法」についても、制度の周知と利用の促進に努める旨を記載しております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第1号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）について」及び議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」は、承認することとして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第1号及び議案第2号につきましては、承認することとします。

続きまして、議案第3号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明いたします。

【議案書朗読】

まず、番号1についてですが、生産緑地として指定されている本申請地の農業の主たる従事者であった申請者の母が死亡により農業に従事することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第10条の規定に基づき農業委員会に対し申請者の母が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。

続いて番号2についてですが、生産緑地として指定されている本申請地の農業の主たる従事者であった申請者が、故障により農業に従事することができなくなったため、市長に対して生

産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第10条の規定に基づき農業委員会に対し申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。

続いて番号3についてですが、生産緑地として指定されている本申請地の農業の主たる従事者であった申請者が、故障により農業に従事することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第10条の規定に基づき農業委員会に対し申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

まず、番号1について、奥村委員、お願いします。

奥村委員 議案第3号番号1についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。これらの農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 次に、番号2について、前田委員、お願いします。

前田委員 議案第3号番号2についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。これらの農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 次に、番号3について、川東委員、お願いします。

川東委員 議案第3号番号3についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第3号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、交付することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第3号につきましては、交付することとします。

議案審議は、以上の3件です。

続きまして、これより、報告案件に入ります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第2号について説明いたします。
- 【議案書朗読】**
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。
- 事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第3号について説明いたします。
- 【議案書朗読】**
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。
- 委員 (質問なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。
これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時00分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
